

令和 2 年 3 月 9 日(月)

第 6 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 県内の発生状況について
- 4 本市の対応について
 - ・イベント等の取り扱い 等
- 5 その他
- 6 閉会

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

発表日：令和2年3月7日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

市内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。

1 患者概要

- (1) 年代：30代
- (2) 性別：男性
- (3) 居住地：広島市
- (4) 主な症状：発熱、咳

2 行動、症状の経過等

2月上旬 発症（咳）

2月15日（土曜日）、16日（日曜日）、20日（木曜日） A医療機関を受診

2月22日（土曜日）、28日（金曜日） B医療機関を受診

3月3日（火曜日） C医療機関を受診

3月4日（水曜日） B医療機関を受診

3月5日（木曜日） D医療機関を受診を受診。新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、検体を採取

3月6日（金曜日） 遺伝子検査の結果、新型コロナウイルス陽性と判明

3月7日（土曜日） 感染症指定医療機関に入院

※本人からの申告によれば、発症前14日以内に渡航歴はない。また、発症後はマスクを着用していたとのこと。

3 今後の対応

現在、同居家族や受診医療機関の従事者等の行動歴を確認するとともに、濃厚接触者あるいはその可能性のある者に対し患者との接触状況の把握などを含め積極的疫学調査を行っているところです。この調査結果をもとに、この濃厚接触者に対する、健康観察（毎日の体温確認等）とともに、PCR検査を適切に実施することとしています。また、この調査によりこの濃厚接触者との接触拡大が判明した場合には、早急に感染拡大防止のために必要な情報を市民に広く提供することとしています。

こうした対応を行う間、引き続き、咳エチケットや手洗いの励行など感染予防対策にご協力ください。

本市の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

区分	県外発生	現在	
		県内発生	市内発生
情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、SNS等、様々な媒体で最新情報を提供 住民自治協を通じた回覧板による周知(受診の目安、相談窓口、感染症対策等) 不要不急の外出自粛の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、SNS等、様々な媒体で最新情報を提供 更なる不要不急の外出自粛の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等で通常の情報に加え、罹患者の情報を提供(人数等) 住民自治協を通じた回覧板による周知 週休日における電話対応(問い合わせ等)
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の大規模イベント等は中止又は延期 小規模なイベント等についても、条件や対策が整わなければ、原則、中止又は延期 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのイベント等の中止又は延期の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのイベント等を中止又は延期
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 条件及び対策が整えば、利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 利用制限を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 利用制限
小中高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 3/2から春休みに入るまで臨時休校 	<ul style="list-style-type: none"> 国県の通知等に準拠し、開校/休校を判断 	
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 午後2時から午後7時まで対応 午前8時30分から午後2時までは小学校で対応 保護者が医療従事者等であれば、受入れ可 	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知等が無ければ、県外発生時と同様の対応 	
職員への対応等	<ul style="list-style-type: none"> 市外出張の禁止、旅行・会合等の自粛 風邪症状が見られる場合の休暇取得 時差出勤、テレワークの実施 市職員にマスクの配付(2/4~) 市役所庁舎に消毒液の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員(窓口担当課)にマスクの配付、消毒液の配付(マスクの市場が回復した場合、対象の課を拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員(窓口担当課)にマスクの配付、消毒液の配付(マスクの市場が回復した場合、対象の課を拡大)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保健所をはじめとする関係機関等との情報共有 医療機関における診療体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> BCPの再確認 感染者搬送指定病院との事前協議 	<ul style="list-style-type: none"> 市長メッセージの発信 施設の消毒 濃厚接触者等の健康観察 受入病院の状況確認